

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|----------------------------|
| 6 | 地方税の賦課徴収及び調査に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

香美市は、地方税の賦課徴収及び調査における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

香美市長

公表日

令和5年4月17日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--|--|
| ①事務の名称 | 地方税の賦課徴収及び調査に関する事務 |
| ②事務の概要 | 地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 ①市民税の賦課徴収及び調査に関する事務 ②軽自動車税の賦課徴収及び調査に関する事務 ③固定資産税の賦課徴収及び調査に関する事務 ④他自治体等からの調査回答及び他自治体等への税務調査実施 ⑤賦課情報に基づく所得・課税証明書等の発行 |
| ③システムの名称 | ①税情報システム ②電子申告(eLTAX)システム ③税務LANシステム ④統合宛名システム・中間サーバー |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| ①市民税情報ファイル ②軽自動車税情報ファイル ③固定資産税情報ファイル ④電子申告(eLTAX)情報ファイル ⑤申告支援情報ファイル ⑥統合宛名情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項(利用範囲)及び別表第一第16項 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二【別表第二における情報提供の根拠】 1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120, 121項 【別表第二における情報照会の根拠】 27項 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 税務収納課 |
| ②所属長の役職名 | 税務収納課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 香美市総務課総務班 高知県香美市土佐山田町宝町1丁目2番1号 電話0887-53-3111 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 香美市税務収納課市民税班・固定資産税班 高知県香美市土佐山田町宝町1丁目2番1号 電話0887-52-9292 |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|-----------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1万人以上10万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和1年11月1日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和1年11月1日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| | | |
|---|------------------------------|--|
| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査 | |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---|---|---|------|-------------------------------|
| 平成29年4月1日 | I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 118項 【別表第二における情報照会の根拠】 27項 | 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 119項 【別表第二における情報照会の根拠】 27項 | 事後 | |
| 平成30年4月1日 | I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 | ②所属長 税務収納課長 秋月 建樹 | ②所属長 税務収納課長 公文 薫 | 事後 | 人事異動に伴う記載の変更のため、重要な変更には該当しない。 |
| 令和1年6月25日 | I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 | ②所属長 税務収納課長 公文 薫 | ②所属長 税務収納課長 | 事後 | 新様式に伴う変更であり、重要な変更には該当しない。 |
| 令和1年6月25日 | IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か | 平成26年12月31日 時点 | 平成31年6月25日 時点 | 事後 | 時点日の変更であり、重要な変更には該当しない。 |
| 令和1年6月25日 | IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か | 平成26年12月31日 時点 | 平成31年6月25日 時点 | 事後 | 時点日の変更であり、重要な変更には該当しない。 |
| 令和1年6月25日 | IVリスク対策 1～9 | — | 各項目追加による記載 | 事後 | 新様式に伴う変更であり、重要な変更には該当しない。 |
| 令和1年11月1日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 | ③市たばこ税の賦課徴収及び調査に関する事務 | 削除 | 事後 | 軽微な変更であり、重要な変更には該当しない。 |
| 令和1年11月1日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 | ④固定資産税の賦課徴収及び調査に関する事務 ⑤他自治体等からの調査回答及び他自治体等への税務調査実施 ⑥賦課情報に基づく所得・課税証明書等の発行 | ③固定資産税の賦課徴収及び調査に関する事務 ④他自治体等からの調査回答及び他自治体等への税務調査実施 ⑤賦課情報に基づく所得・課税証明書等の発行 | 事後 | 軽微な変更であり、重要な変更には該当しない。 |
| 令和1年11月1日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称 | ③申告支援システム | ③税務LANシステム | 事後 | 軽微な変更であり、重要な変更には該当しない。 |
| 令和1年11月1日 | I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル | ③市たばこ税情報ファイル | 削除 | 事後 | 軽微な変更であり、重要な変更には該当しない。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---|---|--|------|--------------------------------|
| 令和1年11月1日 | I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル | ④固定資産税情報ファイル ⑤電子申告(eLTA)情報ファイル ⑥申告支援情報ファイル ⑦統合宛名情報ファイル | ③固定資産税情報ファイル ④電子申告(eLTA)情報ファイル ⑤申告支援情報ファイル ⑥統合宛名情報ファイル | 事後 | 軽微な変更であり、重要な変更には該当しない。 |
| 令和1年11月1日 | I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | 香美市税務収納課収納班 | 香美市税務収納課市民税班・固定資産税班 | 事後 | 軽微な変更であり、重要な変更には該当しない。 |
| 令和1年11月1日 | IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か | 平成31年6月25日 時点 | 令和1年11月1日 時点 | 事後 | 時点日の変更であり、重要な変更には該当しない。 |
| 令和1年11月1日 | IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か | 平成31年6月25日 時点 | 令和1年11月1日 時点 | 事後 | 時点日の変更であり、重要な変更には該当しない。 |
| 令和4年2月28日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 | 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 | 事後 | 法令の条項号ズレによる変更であり、重要な変更には該当しない。 |
| 令和5年4月17日 | I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル | ①市民税課情報ファイル | ①市民税情報ファイル | 事後 | 軽微な変更であり、重要な変更には該当しない。 |
| 令和5年4月17日 | I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 119項 【別表第二における情報照会の根拠】 27項 | 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120, 121項 【別表第二における情報照会の根拠】 27項 | 事前 | 公金受取口座登録制度運用にともなう根拠法令の追加 |